

キャリア決済を中心とした キャッシュレス決済の動向整理

2021年9月28日

目次

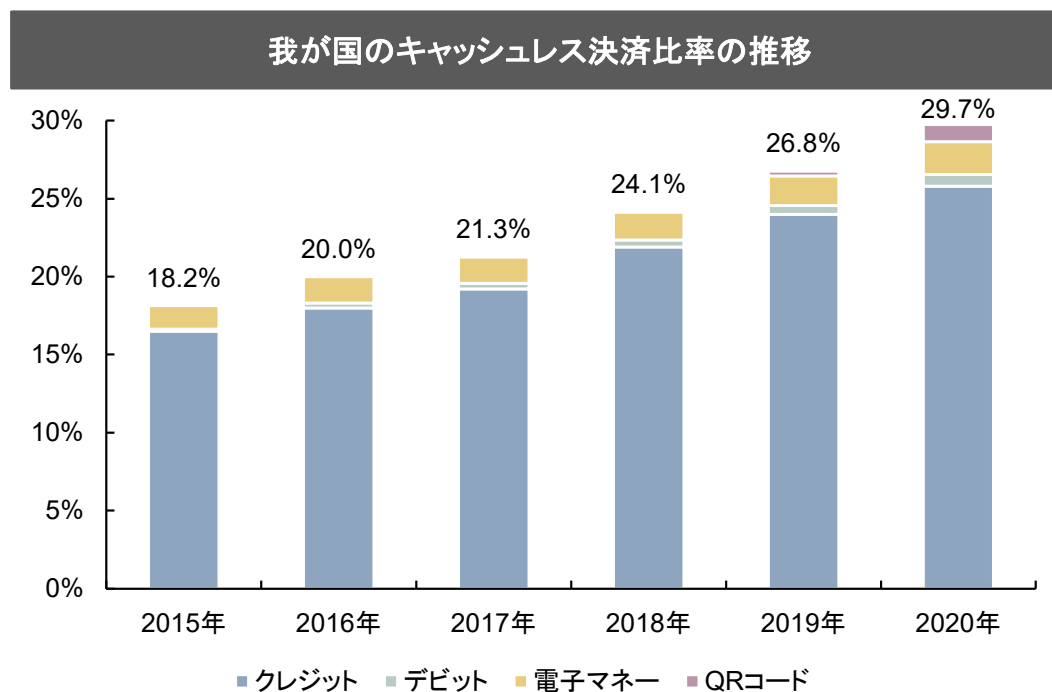
1. キャッシュレス決済について	2
2. キャリア決済について	21
3. 諸外国における類似サービスについて	34
4. キャリア決済における消費者保護の取組	43

1. キャッシュレス決済について

1.1 キャッシュレス決済の現状

- 日本のキャッシュレス決済比率は29.7%（2020年）。
- コロナ禍により民間最終消費支出が落ち込む中、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済のすべての決済手段において決済金額が伸びた※。

※経済産業省「中間整理を踏まえ、令和3年度検討会で議論いただきたい点」2020年度第1回キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会 資料4（2021年8月27日）



- (注) キャッシュレス決済比率=(クレジットカード支払額+デビットカード支払額+電子マネー支払額+QRコード決済支払額)÷民間最終消費支出
クレジットカード支払額:(一社)日本クレジット協会調査、デビットカード支払額:日本デビットカード推進協会(2015年)、日本銀行「決済システムレポート」
「決済動向」(2016年以降)、電子マネー支払額:日本銀行「決済動向」、QRコード支払額:(一社)キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」、
民間最終消費支出:内閣府「国民経済計算」(名目)
- (出所) 経済産業省「中間整理を踏まえ、令和3年度検討会で議論いただきたい点」2020年度第1回キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会 資料4(2021年8月27日)

1.2 キャッシュレス決済手段

■ キャッシュレス決済には前払い、即時払い、後払いの3種類がある。

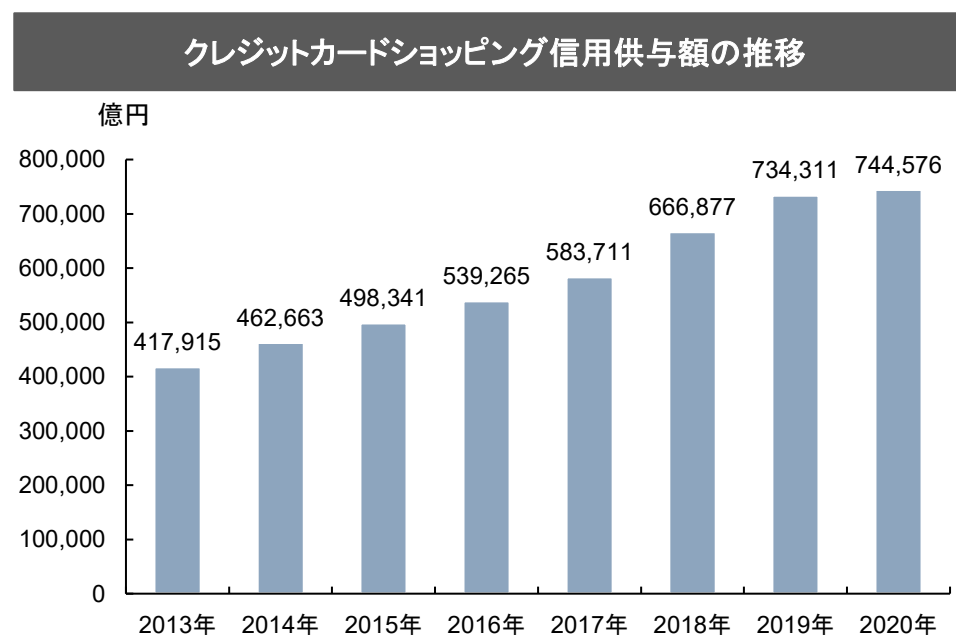
- 前払い: 事前に金額をチャージしておき、商品やサービスの購入時にチャージ額から支払う
 - プリペイドカード決済、サーバ型電子マネー、QRコード決済 等
- 即時払い: 商品やサービスの購入時に、代金が銀行口座等から即座に引き落とされる
 - デビットカード決済、QRコード決済 等
- 後払い: 商品やサービスを受け取った後から支払い請求が来る
 - クレジットカード決済、コンビニ後払い決済、QRコード決済 等

※QRコード決済には、事前にチャージをする前払い型、チャージせずに直接銀行等から引き落とされる即時払い型、クレジットカード等を利用する後払い型があり、これらを組み合わせたサービスも提供されている。

1.3 クレジットカード決済

■ 概要

- クレジットカードは、お店などでの支払い時に使用すると、その場で現金を支払うことなく商品やサービスを受け取ることができ、後で代金の請求が来る(後払い)カード。信用販売のため、カード発行の際の入会審査によって利用限度額が人それぞれで定められており、利用者はその範囲で支払いができる。※経済産業省「キャッシュレス関連用語集」(2019年6月)をもとに作成
- 日本国内のクレジットカード会社が発行したクレジットカードを利用して消費者がショッピングを行った額(クレジットカードショッピング信用供与額)は、2020年に74.4兆円に達している。



(出所) 一般社団法人日本クレジット協会「日本のクレジット統計」

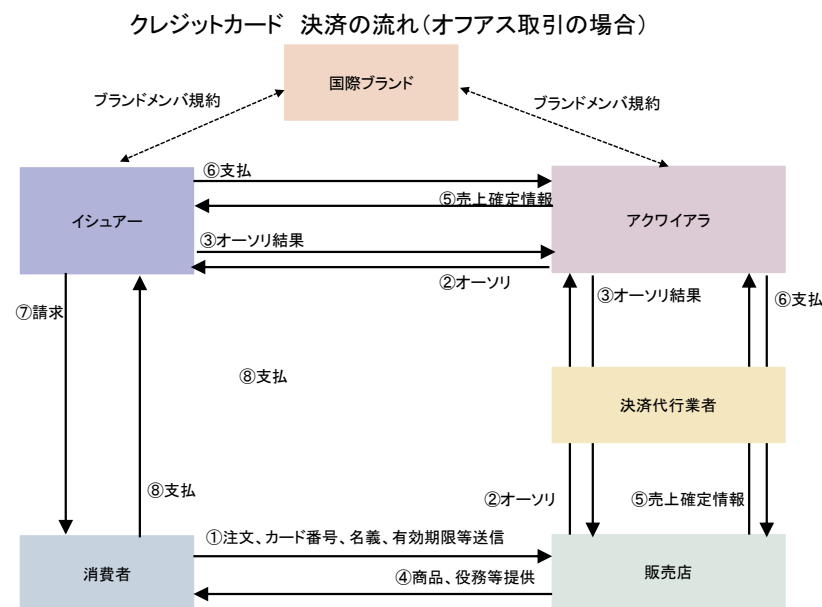
1.3 クレジットカード決済

■ 利用方法

- カード発行時、クレジットカード会社による審査が行われ、信用状況に応じた利用限度額が設定される。犯罪収益移転防止法に基づく本人確認も行われる。
- 店舗での購入ではクレジットカードの提示、利用伝票へのサイン・暗証番号の入力等を行う。オンラインでの購入ではカード番号、有効期限、カード名義等を入力する。セキュリティコードの入力が必要になることもある。
- 代金の支払い方法には翌月1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いなどがあり、定められた支払日に支払口座から引き落とされる。

■ 決済の流れ

- カード会員である消費者、クレジットカードの加盟店となる販売店、クレジットカード事業者の3者が関与する形態が基本。近年は国際ブランドを通じ、カード発行会社（イシューア）と加盟店契約会社（アクワイアラ）が異なる四者間取引（オフアス取引）においてカードを利用できる環境が一般化。加盟店契約業者と加盟店との間に決済代行業者が入る契約も増加。
- カードデータと購入情報等が販売店から決済代行業者等を通じてイシューアに送信され、利用承認（オーソリ）が求められる。
- イシューアからの承認後、販売店は商品等を消費者に提供。
- 販売店から売上確定情報がイシューアに送信される。売上確定情報受理後、イシューアがアクワイアラに、アクワイアラが決済代行業者を通じて販売店に、商品代金等を立替払いする。
- イシューアが消費者に対し商品代金等を請求。消費者がイシューアに請求金額を支払う。
※立替払いの順序は異なる場合がある。



1.3 クレジットカード決済

■ 関連する法律

- 割賦販売法上、翌月1回払いのクレジットカードは二月払購入あっせん、それ以外のクレジットカードは包括信用購入あっせんに該当。
 - － 包括信用購入あっせんには、過剰与信防止義務、苦情処理、クレジットカード番号等の適切管理等に関する規制が設けられている。二月払い購入あっせんには、クレジットカード番号等の適切管理等が求められている。
 - － クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に該当するアクワイアラ・決済代行業者には加盟店調査等の義務が課されている。
- 犯罪収益移転防止法によりクレジットカード事業者には、取引時確認、確認記録の保存、疑わしい取引の届出等の義務が課されている。

■ トラブル等の予防・対応等に関する事項

- 割賦販売法による支払停止の抗弁（※包括信用購入あっせんに限る）
 - － 販売業者等との間で商品の引渡しがない等トラブルが生じた場合、購入者等は、販売業者等との間に生じている事由をもって、包括信用購入あっせん業者からの支払請求を拒否することができる。
- チャージバック（国際ブランドの定めた民間ルール）
 - － イシューアが、カード利用者からのクレームに対し返金を行い、当該クレームが国際ブランドが規定する事由に該当する場合、清算された資金をアクワイアラから回収することが許される。
- 不正利用時の補償
 - － 消費者が紛失、盗難等の事実を速やかにクレジットカード会社、警察に届け出、所定手続きを行い、クレジットカード会社による確認を受けることにより、一定の条件のもと損害がてん補されたり、対象債務が免除されたりすること等がある。

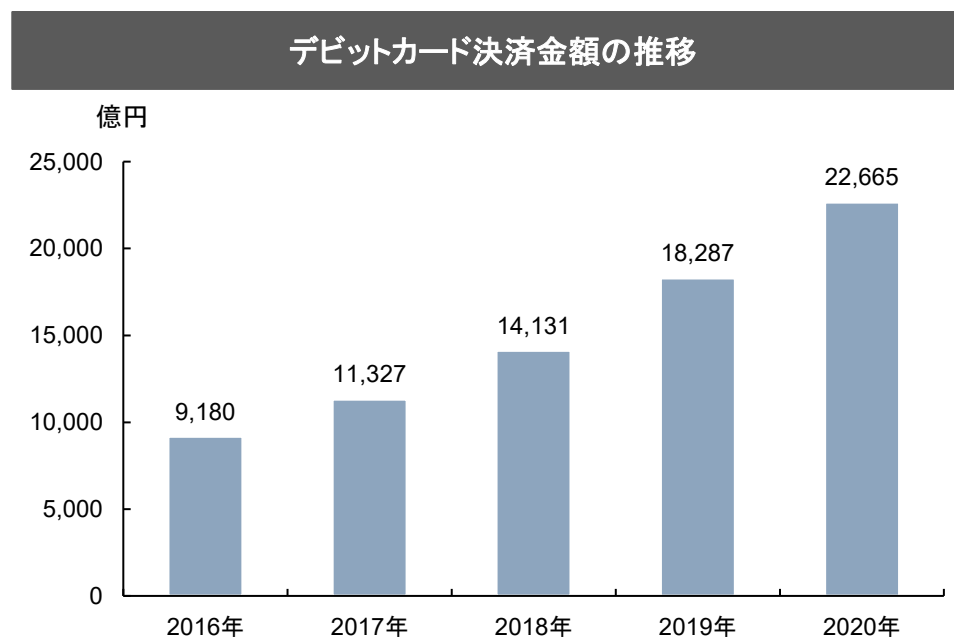
■ 消費者トラブルの例

- モバイル型のクレジットカード決済端末が導入されたこと等により、訪問修理等で説明より高額な請求等を受けたときに、手元に現金がなくてもクレジットカードで支払うよう求められるといったトラブルが生じるようになっている。

1.4 ブランドデビットカード決済

■ 概要

- デビットカードは、決済口座として登録した銀行口座(預金口座)から即時に引き落とされる即時決済支払い手段の一つ。
- デビットカードには銀行のキャッシュカードをそのまま使って決済できる日本電子決済推進機構(日本デビットカード推進協議会)によるJ-Debitと、国際ブランド加盟店で利用できる国際ブランド付きデビットカード(以下、ブランドデビットカードとする)の2種類がある。
- 2020年の決済金額(J-Debit・ブランドデビットカードどちらも含む)は、2兆2,265億円である。



(注) 本調査は、本邦にてデビットカードを取り扱っている日本電子決済推進機構(JEPP)、株式会社ジェシービー、ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社、銀聯国際日本支社の4調査先から提供された計数を集計したもの
国内外の加盟店取引と海外ATMにおける利用を含む。国内ATMにおける利用は含まない。

(出所) 日本銀行「決済動向」

1.4 ブランドデビットカード決済

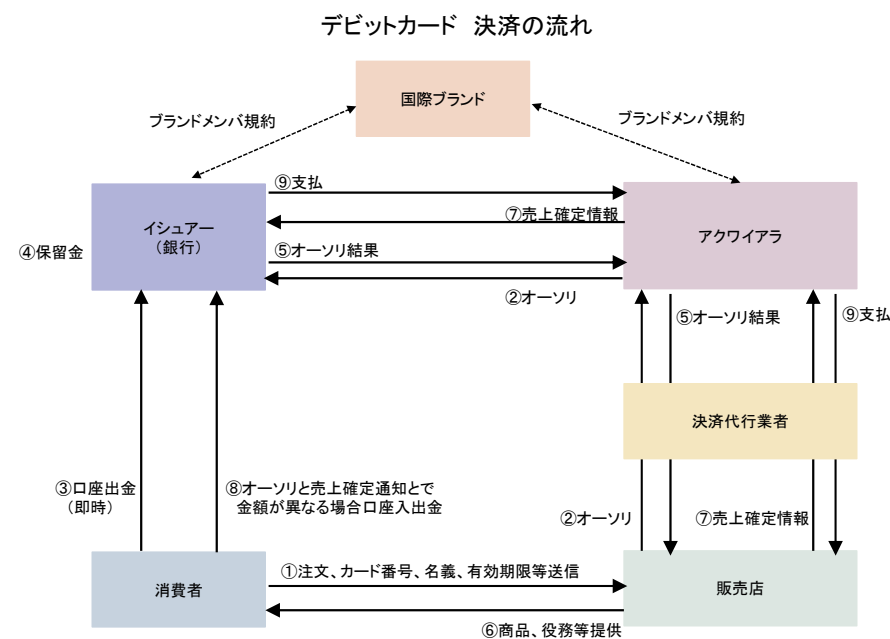
■ 利用方法

- ブランドデビットの発行時、クレジットカードのような与信や審査は不要とされる。預金口座開設時など他の本人（取引時）確認を受けていれば改めて本人確認を受ける必要もない※。
※一般社団法人全国銀行協会 金融調査研究会報告書「キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方」（2018年3月）
- ブランドデビットカードは、クレジットカードと同様の利用方法となる。ただし、即時決済であるため支払い回数は一回払いのみとなる。その他、国際ブランド加盟店でも高速道路料金や航空機の機内販売等、利用できないことがある。
- 取引金額が預金口座の残高を超えた場合は原則利用できない。ただし総合口座の当座貸越を利用できるブランドデビット等がある。

■ 決済の流れ

- ブランドデビットでは国際ブランドの仕組みを利用した決済が行われる。
- カードデータと購入情報等が販売店から決済代行業者等を通じてイシューアに送信され、利用承認（オーソリ）が求められる。
- イシューアでは利用金額が預金残高以内であるか等を確認。決済可能な場合、承認結果を販売店に通知。売買取引債務相当額を保留額として消費者の銀行口座から振り替える。
- 販売店は商品等を提供し、売上確定情報をイシューアに送信。
- イシューアは売上確定情報が到達すると、保留した金額を利用額として確定。
- 利用額確定後、イシューアからアクワイアラ、アクワイアラから販売店に対して支払いが行われる。
- 確定引落額と保留額に差があったときには、イシューアが消費者の銀行口座に入出金する。

※事業者間の支払いの順序は異なる場合がある。



1.4 ブランドデビットカード決済

■ 関連する法律

- デビットカード特有の法令はない。発行者(イシューア)が銀行であるため銀行法が関係する。

■ トラブル等の予防・対応等に関する事項

- 利用限度額の設定、利用停止・再開の設定
 - － イシューアである銀行のWebサイト、アプリ等からブランドデビットの利用限度額を変更できる機能、利用の停止・再開を設定できる機能が提供されていることがある。
- 損害の補償
 - － 消費者が紛失・盗難・詐取等の事実を速やかにイシューアである銀行、警察に届け出るとともに、所定の手続きを行い、イシューアによる確認を受けることで、一定の条件のもと損害が補償されることがある。

■ 消費者トラブルの例

- デビットカードは預金残高の範囲での利用だけが可能と考えていたところ、預金残高不足時に自動的に当座貸越が行われて決済され、意図せず、高額の支払いをしてしまった。

1.5 ブランドプリペイドカード決済

■ 概要

- ブランドプリペイドは、国際ブランド対応の店舗で使えるプリペイドカードである。あらかじめチャージすることにより、支払に利用できる。近年は事前にチャージする形態だけではなく、後払いでチャージ可能なサービスも提供されるようになっている。
- ブランドプリペイドは前払式支払手段として位置づけられるサービスが主であるが、資金移動業に基づくサービスもある。
 - 資金移動業に基づいたサービスの場合には本人確認が必要となるが、チャージした金額を現金として引き出すことや、資金移動業に基づいたサービスの他利用者への送金等が可能になる。

■ 利用方法

- ブランドプリペイドを発行する事業者には、ブランドプリペイドカードの発行の申込みを行う。発行時にはクレジットカードのような与信や審査は不要とされる。ただし、資金移動業に基づくサービスの場合等では本人確認が必要となる。
- 発行を受けた後、コンビニエンスストアや銀行ATM、クレジットカード、キャリア決済、ポイント等によりチャージが行える。
 - 後払いでチャージできるサービスもある。チャージ可能な限度額内の金額を指定してチャージし、翌月末日までに支払う。チャージ金額に応じた手数料が必要となる。
- ブランドプリペイドは、クレジットカードと同様の利用方法となる。ただし、前払式の支払方法であるため、支払回数は一括払いのみ。チャージ残高を超えた支払いは行えない。公共料金や新聞料金、通信費、月会費など、毎月の継続的な支払、ガソリンスタンドでの支払等、利用できない場合がある。
- ブランドプリペイドカードには有効期限が設定されており、一定の条件を満たさないとカードが更新されず、残高が失効することがある。

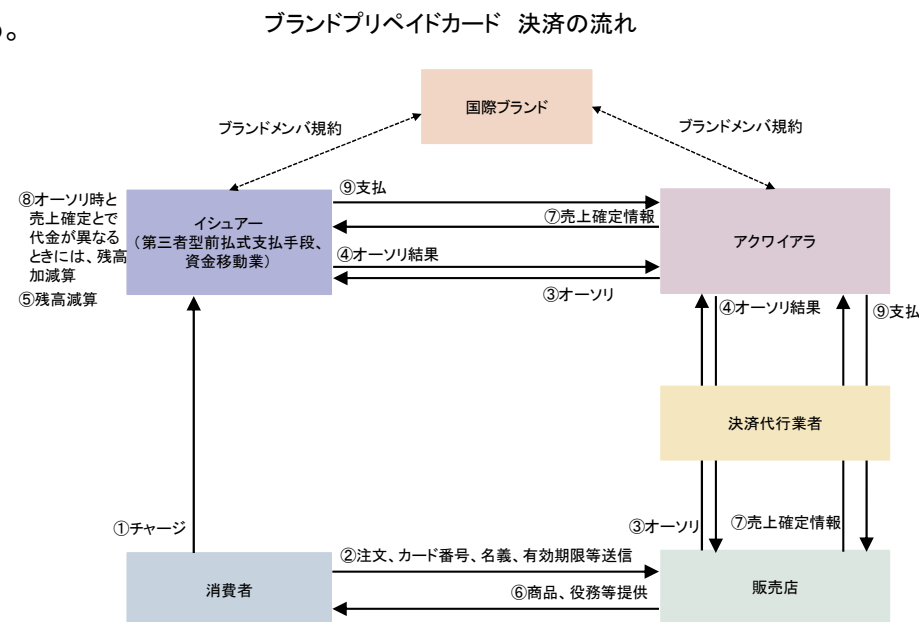
1.5 ブランドプリペイドカード決済

■ 決済の流れ

- ブランドプリペイドでは国際ブランドの仕組みを利用した決済が行われる。
- カードデータと購入情報が販売店から決済代行業者等を通じてブランドプリペイド事業者へ送信され、利用承認(オーソリ)が求められる。
- ブランドプリペイド事業者ではカードの有効性、商品代金が残高以内であるか等を確認し、承認結果を販売店に通知。チャージ残高を減算。
- 販売店は商品等を提供し、売上確定情報をブランドプリペイド事業者へ送信。
- 売上確定情報と利用承認時の金額とが異なる場合、ブランドプリペイド事業者は残高の増減処理を行う。
- ブランドプリペイド事業者から販売店に商品代金が支払われる。

■ 関連する法律

- 資金決済法の前払式支払手段に該当するサービスがある。
 - 前払式支払手段とは、以下をすべて備えたもの
 - 金額又は物品・サービスの数量(個数、本数、度数等)が、証票、電子機器その他の物(証票等)に記載され、又は電磁的な方法で記録されていること。
 - 証票等に記載され、又は電磁的な方法で記録されている金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が支払われていること。
 - 金額又は物品・サービスの数量が記載され、又は電磁的な方法で記録されている証票等や、これらの財産的価値と結びついた番号、記号その他の符号が発行されること。
 - 物品を購入するとき、サービスの提供を受けるとき等に、証票等や番号、記号その他の符号が、提示、交付、通知その他の方法により使用できるものであること。
 ※発行の日から6月内に限って使用できるもの、乗車券、美術館等の入場券、社員食堂の食券等、前払式支払手段に該当しないものがある。
 - 前払式支払手段発行者には利用者への情報提供、発行保証金(未使用残高の1/2以上)の供託等、苦情処理態勢、加盟店管理等が求められている。
 - 前払式支払手段の払戻は原則認められていない。保有者のやむを得ない事情により、利用が著しく困難となった場合等には、例外的に各発行者の判断により払戻しを行うことが認められている。



1.5 ブランドプリペイドカード決済

■ 関連する法律

- 資金決済法の資金移動業に基づくサービスがある。
 - － 資金移動業とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むこと。
 - － 資金移動業には利用者への情報提供、受取証書の交付、履行保証金の供託等、金融ADR制度への対応等が求められている。
 - － 犯罪収益移転防止法による取引時確認義務等が課されている。

■ トラブル等の予防・対応等に関する事項

- 不正利用時の補償
 - － 消費者が紛失、盗難等の事実を速やかにプリペイドカード会社、警察に届け出、所定手続きを行い、プリペイドカード会社による確認を受けることで、一定の条件のもと損害がてん補されることがある。

■ 消費者トラブルの例

- 未成年者が保護者の同意なく、成年であると偽った上でブランドプリペイドカードを発行し、後払いでチャージをして利用していることがある。
- チャージされた残高内での支払いしか生じないという意識を持ちやすいが、チャージ方法が多様化し後払いでのチャージ、オートチャージ等が可能なブランドプリペイドカードもある。そのため仕組みをよく理解せずに利用することで、後日支払請求を受けることがある。

1.6 QRコード決済

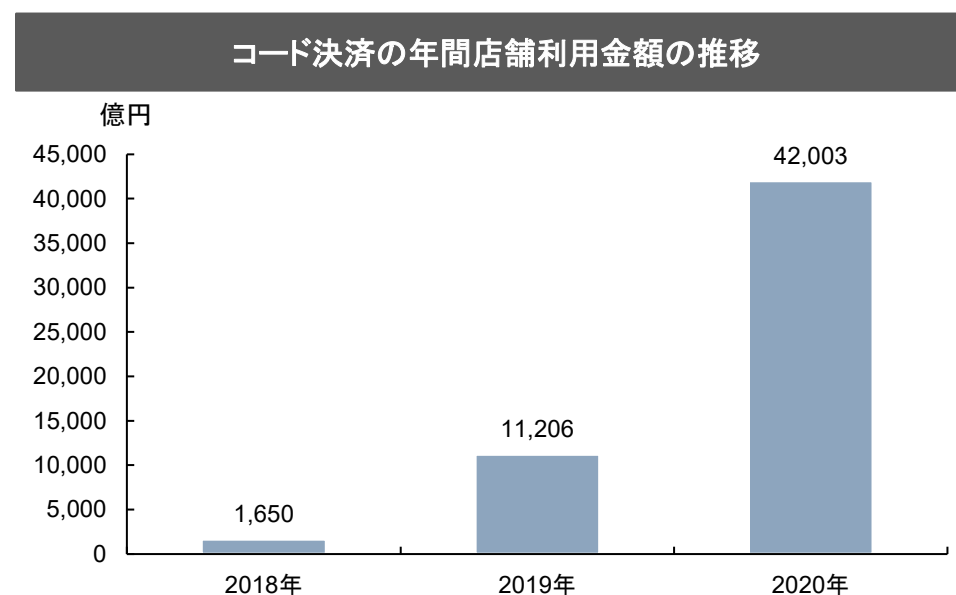
■ 概要

- QRコードを使って支払いをする決済方法。実店舗での決済に利用できることが多いが、一部のECサイトで利用できることがある。
- クレジットカードの使用等として後日支払う方式(後払い方式)、あらかじめチャージを行ったチャージ残高から支払う方式(前払方式)、銀行口座や資金移動用口座内の資金から即時に引き落とされることで支払う方式(即時払い方式)がある※。これらを組み合わせて1つのサービスとして提供しているものもある。

※経済産業省「コード決済を行った際に作成される領収書等の印紙税における取扱いについて」(2020年7月2日)

- 2020年のコード決済の年間店舗利用金額は4兆2,003億円である。

(注)コード決済には、QRコード決済だけでなくバーコード決済も含む。



(注) 2018年、2019年は13社、2020年は16社から提供されたデータを集計
一部の事業者の店舗利用金額については、バーコードやQRコードを介さない利用実績(オンライン、カード媒体等での利用分)も含む。

(出所) 一般社団法人キャッシュレス決済推進協議会「コード決済利用動向調査」

1.6 QRコード決済

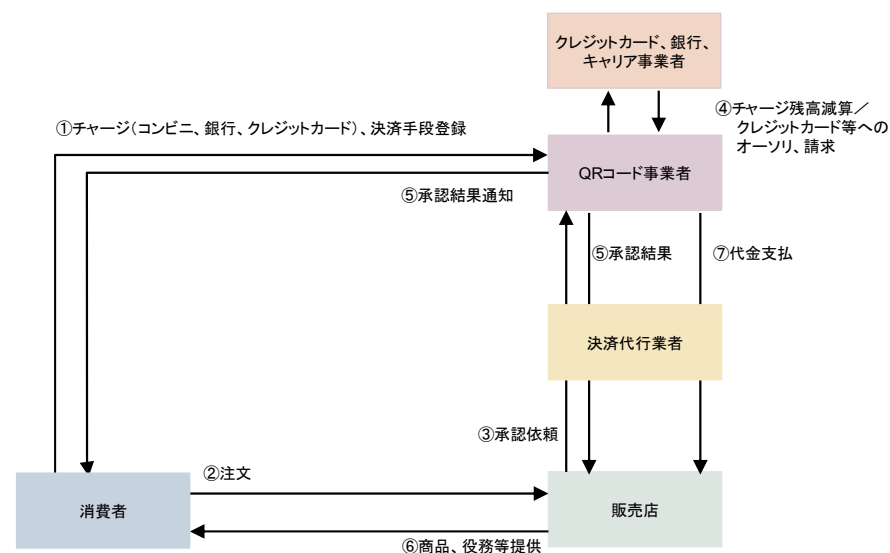
■ 利用方法

- 専用のアプリをダウンロード、ユーザー登録を行いアカウントを作成する。支払方法を設定の上、銀行口座やクレジットカード等との紐付け、アプリへのチャージ等を行う。アプリへのチャージは、コンビニATM、クレジットカード、キャリア決済、ポイント等によって行える。前払式決済手段としてのアカウントではなく、本人確認を行うことで資金移動業に基づいたアカウントを作成できるサービスもある。
- 実店舗での支払方法には、消費者がスマートフォンに表示したQRコードを店舗がスキャンする消費者提示型、店舗が表示したQRコードを消費者がスマートフォンで読み取る店舗提示型がある。オンラインではWeb上に表示されたQRコードをアプリでスキャンする、Web上に表示されたQRコード決済のログイン画面にログイン等して支払いができるといったサービスがある。

■ 決済の流れ

- 店舗で求められた方式(店舗提示型、消費者提示型)でQRコードの読み取りが行われる。
- 消費者提示型では販売店からQRコード事業者へ、店舗提示型では消費者からQRコード事業者へ承認依頼(オーソリ)を送信。
- QRコード事業者での承認後、承認結果を店舗、消費者に送信。
- 販売店は商品等を消費者に提供。
- QRコード事業者から販売店に代金が支払われる。

QRコード決済 決済の流れ(消費者提示型の場合)



1.6 QRコード決済

■ 関連する法律

- 前払い式の場合、資金決済法の前払式支払手段または資金移動業に関する規制が適用される。銀行による為替取引として即時決済を行うときには銀行法が関連する。

■ トラブル等の予防・対応等に関する事項

- 不正利用被害の補償
 - 第三者による不正により被害が生じた場合、QRコード事業者に補償申請することにより、QRコード事業者による確認を受けることで、一定の条件のもと被害金額を補償するQRコード事業者もある。

■ 消費者トラブルの例

- 金額の桁数を間違えてチャージしてしまった、使えると思った販売店で使えなかった等の事情によりチャージ金額の払い戻しを依頼したが、原則払戻はできないとして応じてもらえなかった。
- ポイント還元等のキャンペーンに関する広告で、還元を受けるための条件説明がわかりにくかったため、QRコード決済を利用したのにポイント還元を受けることができなかった。
- 紛失したスマートフォンでQRコード決済が不正利用され、高額な請求を受けた。

1.7 サーバ型電子マネー

■ 概要

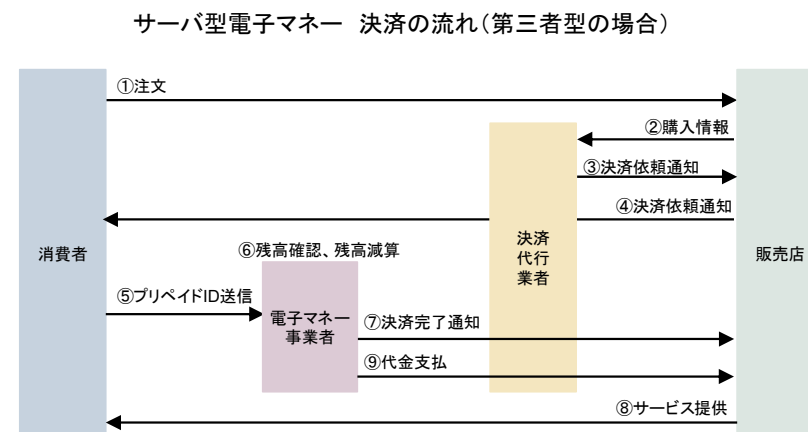
- 利用できる金額又は提供を受けることができる商品やサービスの数量が事業者のサーバに記録されているもの。利用者には、サーバ上の財産的価値の記録と紐付いた番号・記号その他の符号が交付される。※金融庁「金融審議会決済業務等の高度化に向けたワーキンググループ報告 ～ 決済高度化に向けた戦略的取組み～」(2015年12月22日)

■ 利用方法

- コンビニエンスストアなどで販売されているカード媒体の購入、コンビニエンスストア等に設置されている情報端末からの発行、Webサイトからの購入等によりサーバ型電子マネーを入手。購入時に年齢確認や本人確認等は行われない。
- オンライン上の販売店で、支払方法としてサーバ型電子マネーを選択後、支払画面で電子マネーのID番号を入力することで支払いが行える。残高が不足している場合には、別のID番号を追加で入力するなどして複数のIDの残高を合算して支払えるサービスもある。

■ 決済の流れ

- 消費者がプリペイドIDを入力。入力したプリペイドIDが電子マネー事業者へ送信される。
- 電子マネー事業者は、プリペイドIDとデータベース内の記録を照合し、利用可能残高の範囲内での決済を承認し、決済額に応じて利用可能残高を更新。
- 利用可能残高の更新時点で、消費者の販売店に対する債務は消滅し、電子マネー事業者が加盟店に対する代金支払債務を引き受ける。
- 電子マネー事業者から販売店に代金が支払われる。



1.7 サーバ型電子マネー

■ 関連する法律

- 資金決済法の前払式支払手段に関する規制が適用される。前払式支払手段発行者には利用者への情報提供、発行保証金(未使用残高の1/2以上)の供託等、苦情処理態勢、加盟店管理等が求められている。
- サーバ型電子マネーを悪用した架空請求詐欺被害への対応として、サーバ型前払式支払手段発行者には、被害発生状況のモニタリングや分析を通じて被害の防止及び被害回復に向けた取組が求められている。※金融庁事務ガイドライン第三分冊

■ 消費者トラブルの事例

- サーバ型電子マネー事業者が承認していない購入サイトから電子マネーを購入したところ、アカウントが停止され、未承認購入サイトから購入したものではない電子マネーも含めて無効化された。
- サーバ型電子マネーを購入する際に、間違えて異なる電子マネーを購入してしまった、購入したい商品の支払に利用できなかったといった際に、払い戻しを依頼したが、原則払戻はできないとして応じてもらえなかった。
- 身に覚えのない有料サイトの料金請求等の不当な支払いのために、プリペイドカードを購入してカードに書いている番号を伝えるよう指示されるといったプリカ詐欺の被害にあった。

1.8 コンビニ後払い決済

■ 概要

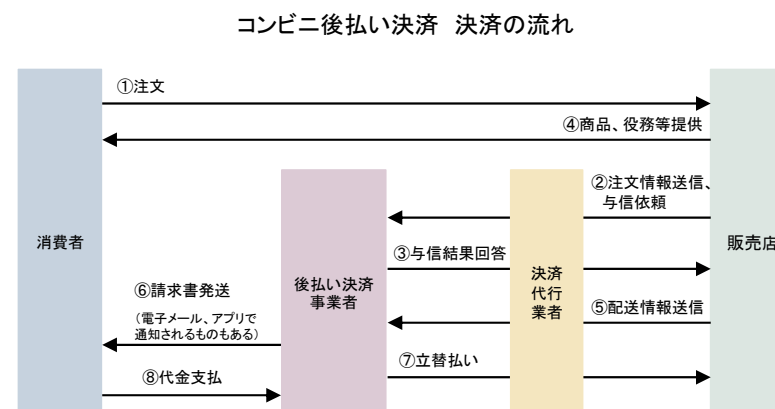
- 商品が手元に届いてから購入代金を支払うことができる後払い決済手段。商品が手元に届いた後に、送られてきた請求書等を利用して、支払期限内に代金を支払う。
- 事前に会員登録等をする必要はない。後払い決済では5～5.5万円程度の上限利用金額が定められていることが多い。

■ 利用方法

- 商品購入時の支払手段として選択するだけで利用できる。
- 購入時に氏名、住所、携帯電話番号、電子メールアドレス等を入力。後払い決済事業者において与信審査が行われ、審査に問題がなければ商品が発送される。商品が手元に届いた後に送られてきた請求書、電子メールでの請求通知、アプリ画面に表示される請求画面等を利用して、支払期限内に代金を支払う。支払期限は請求書発行日から14日以内に設定されていることが多い。
- 支払は、コンビニでの支払い、銀行振込、口座振替等により行う。

■ 決済の流れ

- 販売店は後払い決済事業者から消費者の氏名等の個人情報のほか、注文情報を送信。
- 後払い決済事業者は消費者の与信審査を行い、審査結果を販売店に送信。
- 承認が得られると販売店は消費者に商品を送送。
販売店は後払い決済事業者に配送伝票番号等を伝達。
- 着荷確認が取れると後払い決済事業者から販売店に代金の立て替え払いが行われる。(債権譲渡を受けるタイプのサービスもある。)
- 消費者には後払い決済事業者から請求書が送付され、消費者は支払期限内に支払う。



1.8 コンビニ後払い決済

■ 関連する法令

- 関連する法令はないと考えられる。

■ 消費者トラブルの事例

- 定期購入とは思わず1回の注文だと思ってコンビニ後払い決済で支払った。高額で支払えないので解約したい。
- コンビニ後払い決済をこれまでも利用しており、支払いも遅延していないが、利用できなくなった。利用できなくなった理由を問い合わせたが教えてもらえない。

2. キャリア決済について

2.1 キャリア決済について

- キャリア決済は、デジタルコンテンツや商品等の購入代金を携帯電話料金とあわせて支払える後払い決済手段である。
- キャリア決済は、電波の割当を受け、自らネットワーク整備をしてサービスを提供する携帯電話事業者(Mobile Network Operator: MNO)により提供されている。MNOによるオンライン専用の新料金プラン(ahamo、povo、LINEMO)でもキャリア決済を利用できる。(一部利用できないサービスもある。) MNOのネットワークを借りてサービスを提供する携帯電話事業者(Mobile Virtual Network Operator: MVNO)で、キャリア決済を提供している事業者もある。
- キャリア決済では、加盟店がオンラインで販売するデジタルコンテンツや商品等の代金を支払える。スマートフォンからだけではなくPCから利用することもできる。
- 継続課金にも対応している。
- 近年は、キャリア決済とコード決済等とを組み合わせた決済サービスも提供されており、コード決済により実店舗で購入した商品等の代金を、携帯電話料金と合算して支払うことも可能になっている。
- MVNOの提供するキャリア決済では、決済可能な対象がGoogle Playで購入するアプリやアプリ内サービスの料金等に限定されていることがある。

2.2 キャリア決済の利用

- キャリア決済は、携帯電話の契約が完了して開通すると利用申込等を行うことなく利用できるようになっている。
- 利用方法は、概ね以下のようにになっている。
 - 購入商品等の支払方法としてキャリア決済を選択
 - ID、パスワード、暗証番号等の入力
 - － 携帯電話事業者のネットワークに接続しているスマートフォン: キャリア決済の暗証番号4桁入力
 - － PC、Wi-Fiにより接続しているスマートフォン: ID、パスワードでの認証後、キャリア決済の暗証番号4桁入力
 - 決済完了後、決済内容等をSMS等で通知

※キャリア決済を提供する携帯電話事業者、消費者の利用端末や加盟店等により異なることがある

- キャリア決済を利用するメリットには、以下のようなものがある。

	メリット
消費者	<ul style="list-style-type: none">■ 4桁の暗証番号の入力等で支払えるなど簡単に利用できる■ クレジットカードを持っていなくても支払いができる■ クレジットカード番号をスマートフォンやPCで入力する必要がない■ 携帯電話料金とまとめて支払える■ クレジットカードよりも上限額が低く設定されており、使いすぎない
加盟店	<ul style="list-style-type: none">■ クレジットカードを持たない消費者も決済可能となり、新規顧客の獲得に繋がる■ 広く普及している携帯電話利用者が利用できる決済手段であることから、販売機会を失わない■ 携帯電話事業者から代金が立替払いされることから未回収リスクを低減できる

(出所) 事業者へのインタビュー調査等をもとに作成

2.3 キャリア決済の利用限度額

- 消費者ごとにひと月あたり利用できる限度額が設定される。
利用限度額は契約状況、利用状況、支払状況等から設定される。
- 携帯電話事業者が設定する利用限度額の範囲内で、消費者は自身の利用限度額を設定できる。

NTTドコモ: 電話料金合算払い

年齢	契約期間	設定可能利用限度額
19歳まで	—	10,000円/月
20歳以上	1～3ヶ月目	10,000円/月
	4～24ヶ月目	～30,000円/月
	25ヶ月目以降	50,000円/月、80,000円/月、100,000円/月

(出所) 株式会社NTTドコモ https://service.smt.docomo.ne.jp/keitai_payment/term/tell_term.html

KDDI: auかんたん決済

年齢	利用上限額
～12歳	最大 1,500円/月
13～17歳	最大 10,000円/月
18～19歳	最大 20,000円/月
20歳以上	最大 100,000円/月

(出所) KDDI株式会社 <https://id.auone.jp/payment/pc/guide/index.html>

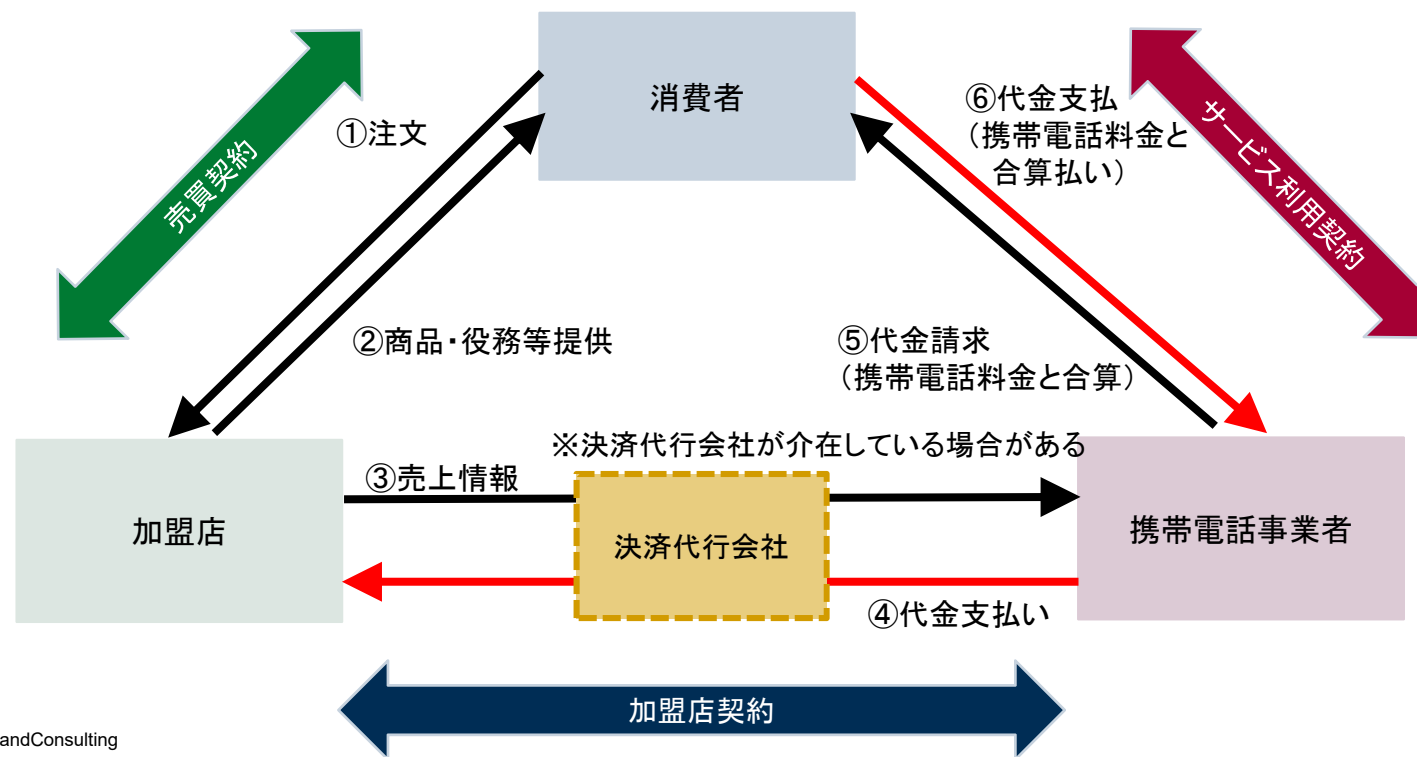
ソフトバンク: ソフトバンクまとめて支払い

使用者年齢	利用可能額
満12歳未満	最大 2,000円/月
満20歳未満	最大 20,000円/月
満20歳以上	最大 100,000円/月

(出所) ソフトバンク株式会社 <https://www.softbank.jp/mobile/service/payment/>

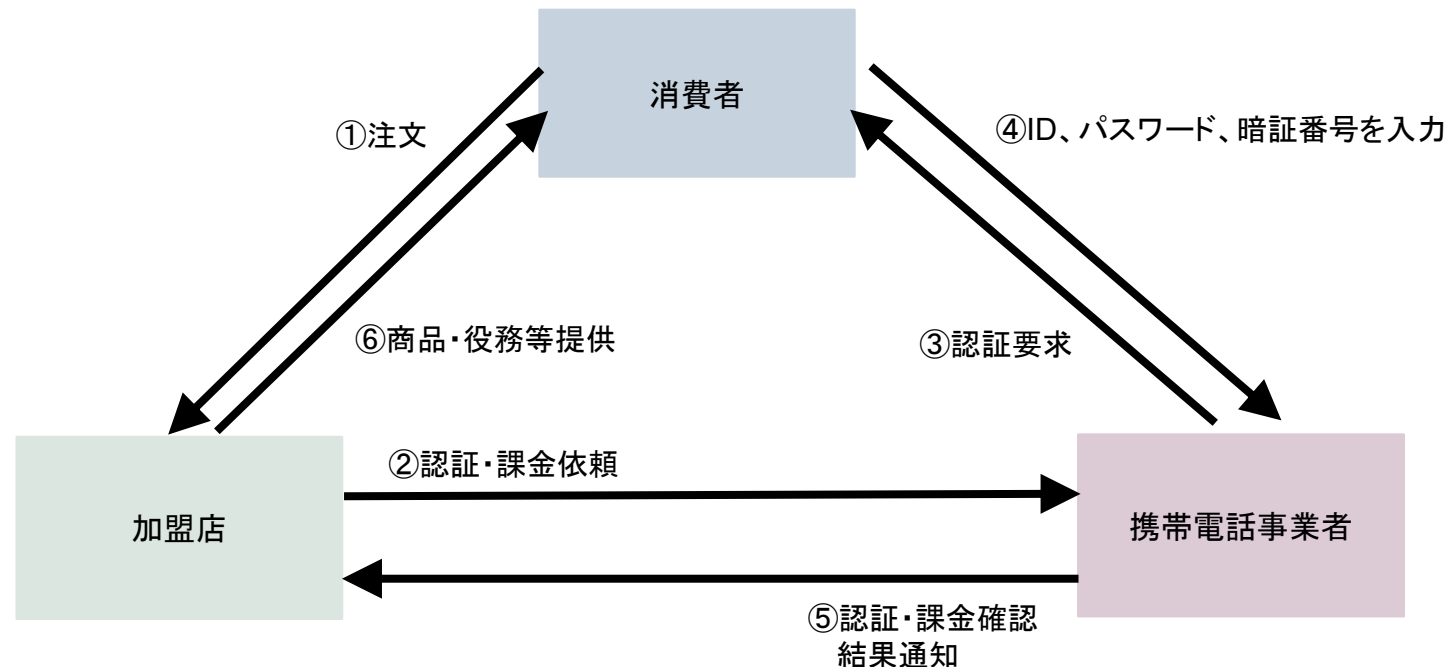
2.4 キャリア決済の構造

- 消費者と加盟店間に売買契約、消費者と携帯電話事業者間にサービス利用契約、携帯電話事業者と加盟店間に加盟店契約がある。
- 消費者から注文を受けた加盟店は、携帯電話事業者による消費者の認証を受けたあと、商品・役務等を消費者に提供する。加盟店は当該取引に関する売上情報を携帯電話事業者に送信。携帯電話事業者は手数料を控除したうえで代金を支払う。
- 携帯電話事業者は消費者に携帯電話料金と合算して代金を請求し、消費者は携帯電話料金と合算して代金を支払う。
- 携帯電話事業者と加盟店との間に決済代行会社が介在する場合もある。



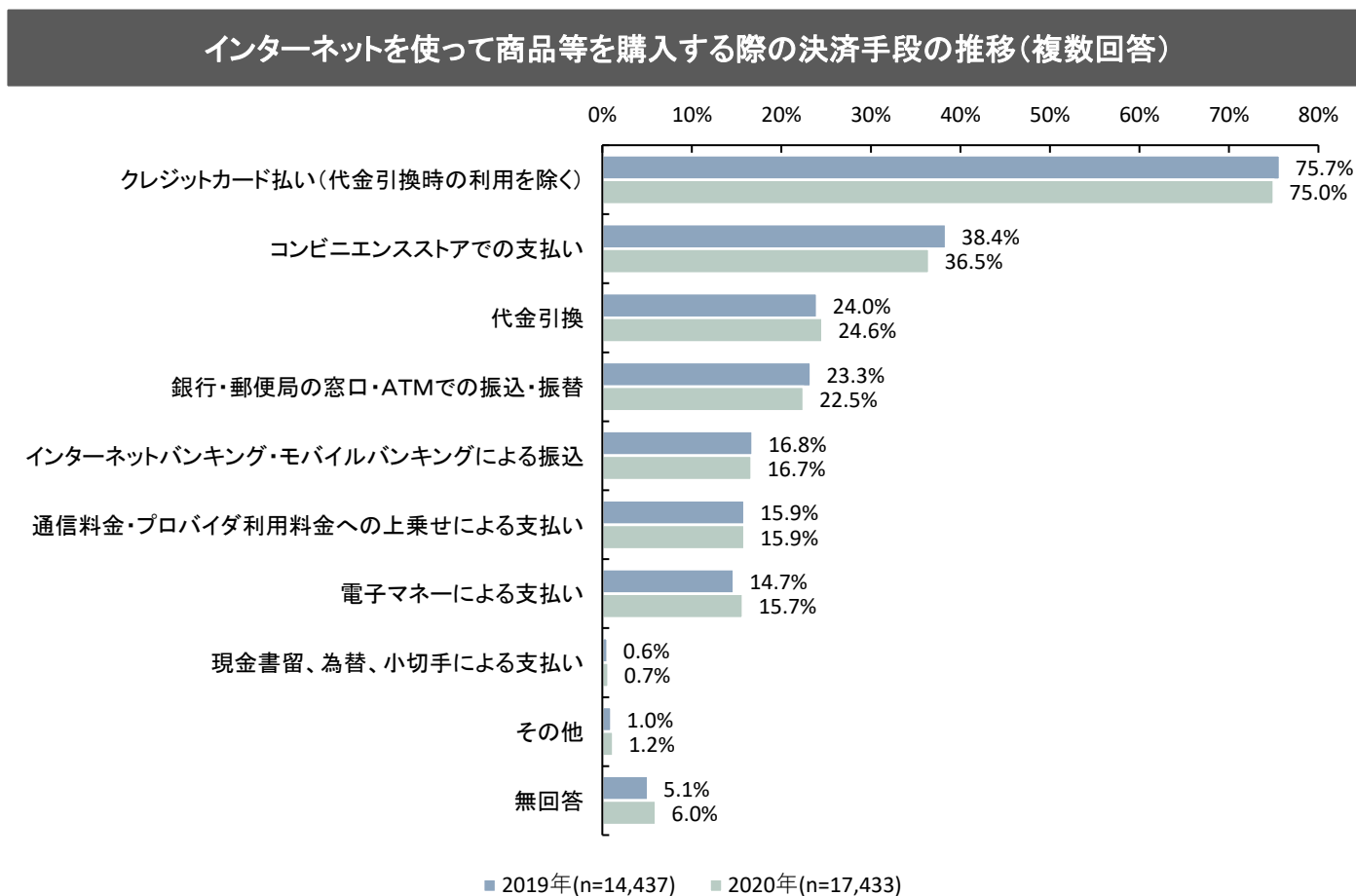
2.5 キャリア決済における認証

- 消費者から注文を受けた加盟店は、携帯電話事業者へ決済の承認を依頼。
- 携帯電話事業者は消費者に認証画面を提示。消費者はID、パスワード、暗証番号等を入力。消費者の設定によりSMS等を利用した2段階認証が行われる場合もある。
- 携帯電話事業者は入力されたID、パスワード、暗証番号等により消費者を認証。注文により、当該消費者の1か月の累計利用額が利用限度額を超えないか等を確認。
- 携帯電話事業者から確認結果を加盟店に通知。



2.6 利用状況

- 過去1年間にインターネットで商品等を購入した15歳以上のうち、15.9%が決済方法として「通信料金・プロバイダ利用料金への上乗せによる支払い」を挙げている。

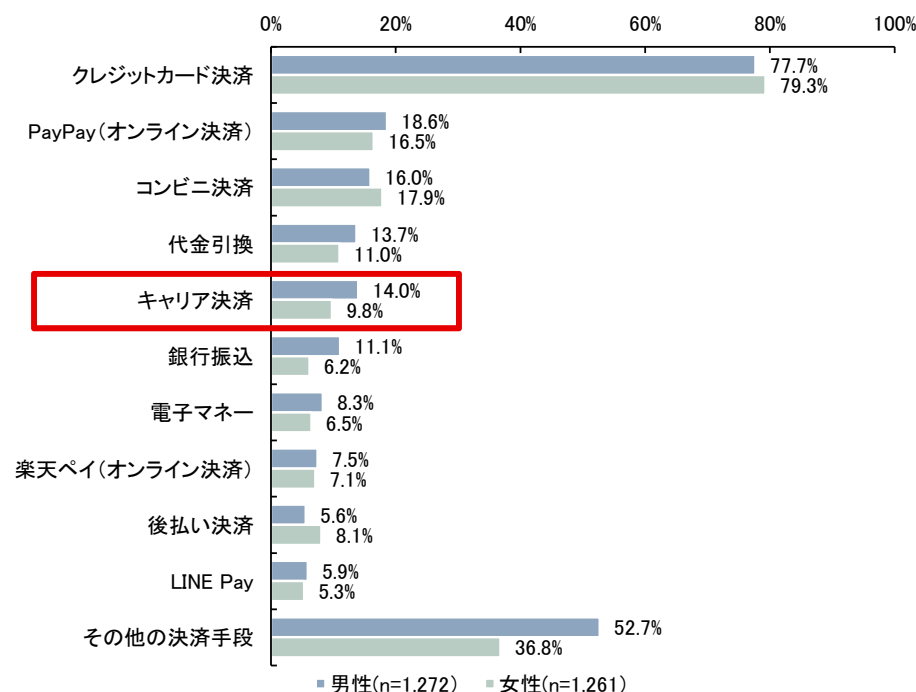


(出所) 総務省「通信利用動向調査」

2.6 利用状況

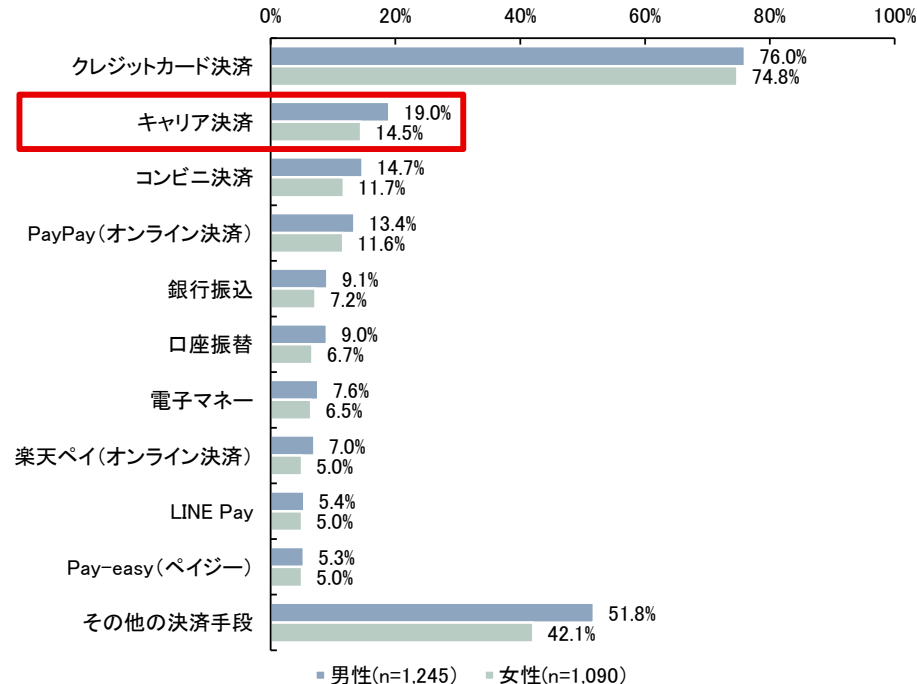
- 過去1年間にネットショップで物品を購入したことがある男性の14.0%、女性の9.8%が、「キャリア決済」をネットショップでよく利用する決済手段として挙げている。
- 過去1年間にデジタルコンテンツを購入したことがある男性の19.0%、女性の14.5%が、「キャリア決済」をデジタルコンテンツ購入時によく利用する決済手段として挙げている。

ネットショップでよく利用する決済手段(複数回答)



(注)その他の決済手段:口座振替/Yahoo!ウォレット決済/メルペイネット決済/Amazon Pay/プリペイドカード/ペイパル/Apple Pay/Google Pay/Pay-easy(ペイジー)/リクルートかんたん支払い/永久不減ポイント/銀聯カード/Alipay決済/ネットマイル決済/その他(自由回答)/特になし

デジタルコンテンツ購入時によく利用する決済手段(複数回答)



(注)その他の決済手段:プリペイドカード/Apple Pay/Yahoo!ウォレット決済/Google Pay/Amazon Pay/ペイパル/メルペイネット決済/Alipay決済/リクルートかんたん支払い/永久不減ポイント/銀聯カード/ネットマイル決済/その他(自由回答)/特になし

(出所) SBペイメントサービス株式会社「ECサイト(物販、デジタルコンテンツ)における決済手段の利用実態に関するアンケート調査」(2021年2月5日)

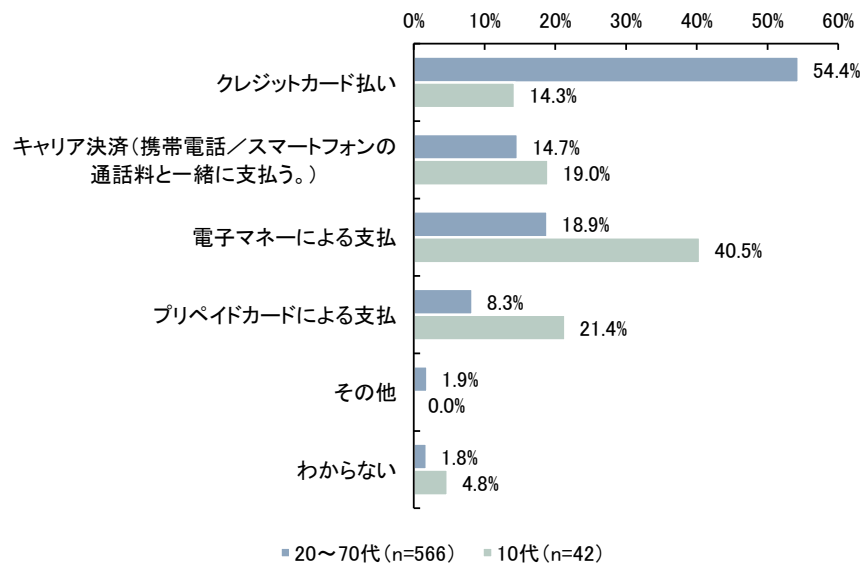
28 https://www.sbpayment.jp/news/press/2021/20210205_000877/

2.6 利用状況

- 有料でオンラインゲームを利用する20～70代の14.7%、10代の19.0%が課金の支払を主にキャリア決済で実施。
- オンラインゲームでの課金の支払いを主にキャリア決済でしている20～70代の74.7%、10代の87.5%が、毎月請求明細を確認している。

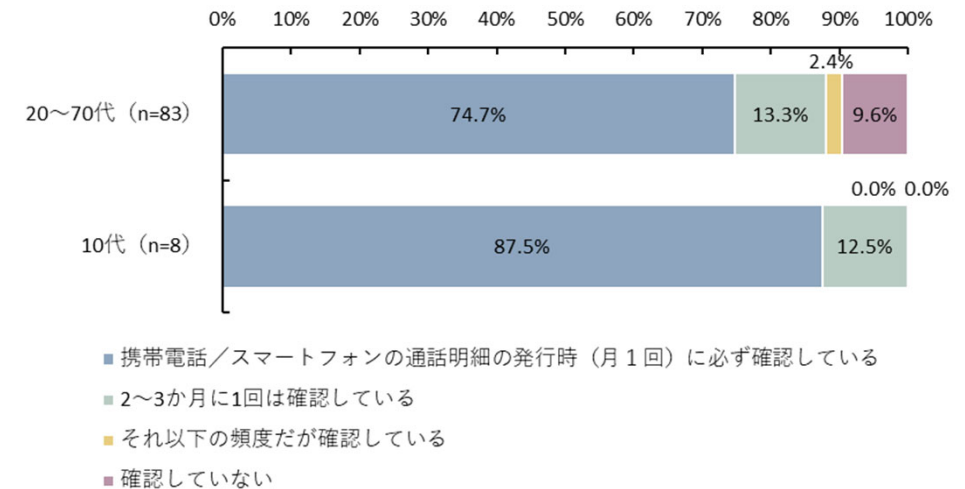
※調査期間 2014年3月14日～3月20日

オンラインゲームによる課金の主な支払方法



(注) インターネット調査 調査期間:2014年3月14日～3月20日
 有料でオンラインゲームを利用している者が回答対象
 (出所) 消費者庁「平成25年度消費生活に関する意識調査」(2014年10月)

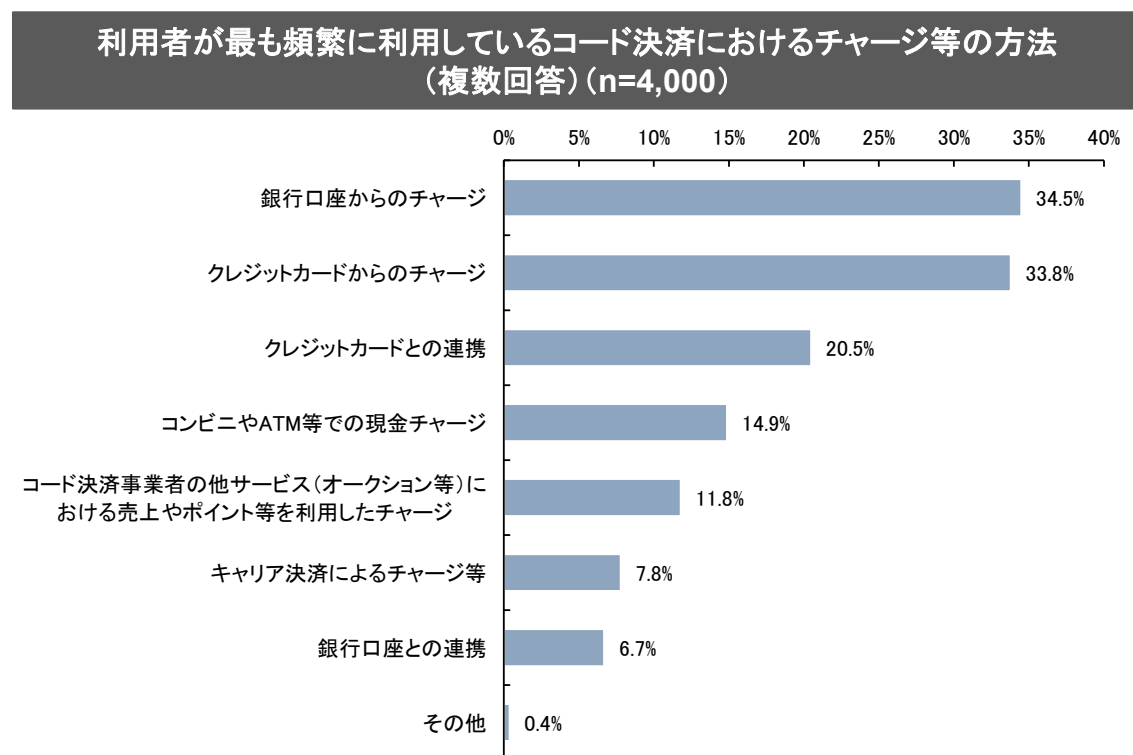
キャリア決済での請求明細の確認状況



(注) インターネット調査 調査期間:2014年3月14日～3月20日
 主な支払方法をキャリア決済と回答している者が回答対象
 (出所) 消費者庁「平成25年度消費生活に関する意識調査」(2014年10月)

2.6 利用状況

■ コード決済におけるチャージ等の方法としてキャリア決済を7.8%が利用

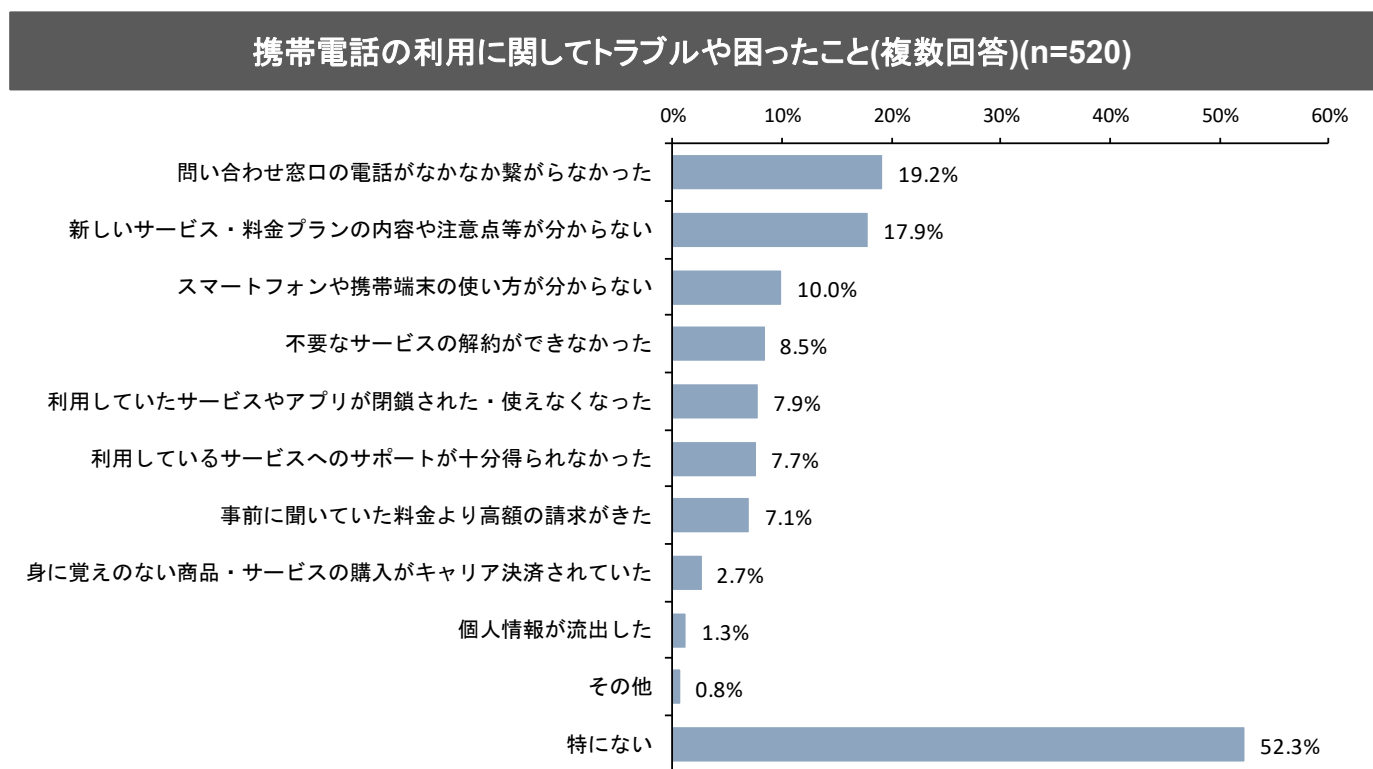


(注) インターネット調査 調査期間: 2019年12月20日~12月25日
コード決済を利用している消費者が対象

(出所) 公正取引委員会「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」(2020年4月)

2.7 トラブル等の状況

- 携帯電話を利用し自身で料金を支払っている者のうち、2.7%が「身に覚えのない商品・サービスの購入がキャリア決済されていた」ことがある。

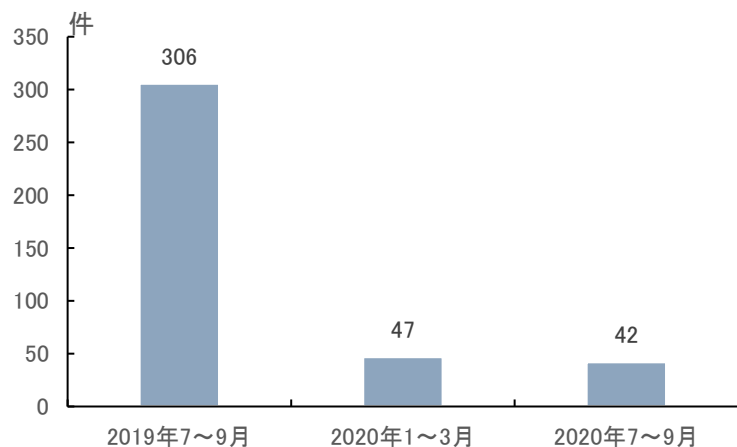


(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「携帯電話の利用状況に関するアンケート調査」(2021年6月)

2.7 トラブル等の状況

- 一般社団法人電気通信事業者協会による、行政が設置する窓口で受付けた申告のうち、MNO3社(NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク)に照会があり、各事業者により事実確認、顧客対応まで完了した苦情に関する分析によれば、2019年7～9月にキャリア決済の不正利用に関する苦情が増えている。
- これを受けた「セキュリティ強化」、「利用者への注意喚起」、「補償制度の拡充」等の対策の実施もあり、キャリア決済の不正利用に関する苦情は沈静化している。

キャリア決済の不正利用に関する申告件数推移



(出所) 一般社団法人電気通信事業者協会「苦情分析結果について」総務省第10回消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合提出資料(2021年2月2日)

○「キャリア決済の不正利用」についてのお客様の声が増加したことも踏まえ、「セキュリティ強化」、「利用者への注意喚起」、「補償制度の拡充」等の対策を実施。

セキュリティ強化	2段階認証の導入 迷惑メールフィルターの設定推奨
利用者への注意喚起	コーポレートサイト、SNS公式アカウント、SMS送信等により利用者へ注意喚起を実施
補償制度の拡充	従来は個別対応で補償を実施していたものを、お客様の過失ではなく不正に利用されたと判断した場合原則全額補償するよう規約を改定

(出所) 一般社団法人電気通信事業者協会「苦情分析結果について」総務省第8回消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合提出資料(2020年2月4日)

2.8 関連法令等

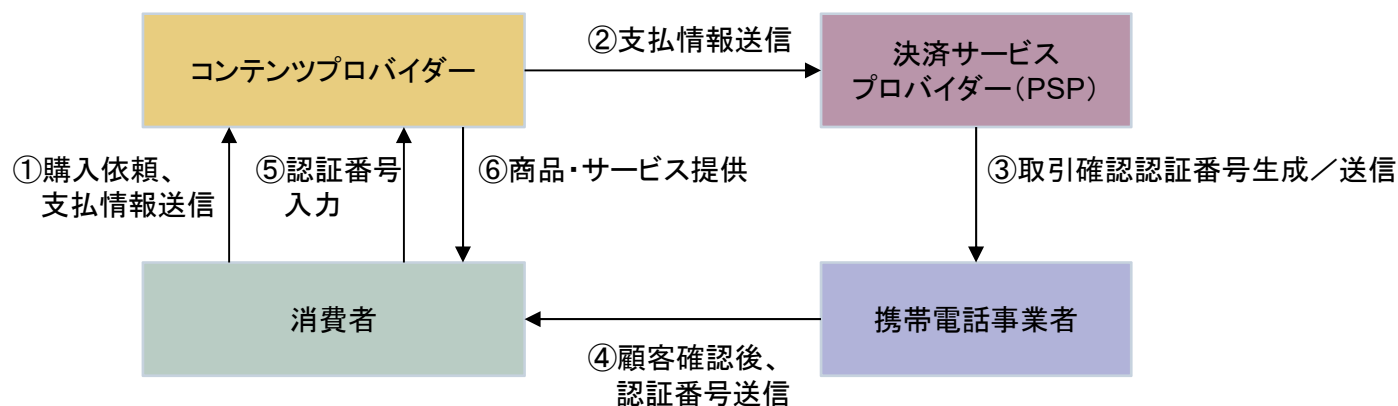
- キャリア決済には割賦販売法や資金決済法の適用はないと考えられている。

3. 諸外国における類似サービスについて

3.1 韓国における類似サービス

■ 韓国では、携帯電話決済サービスが提供されている。

- 携帯電話決済サービスは、携帯電話事業者と決済サービスプロバイダー(PSP)とが連携して提供。主なPSPには、KGモビリアンス、ダナル等がある。携帯電話決済サービスの市場規模は、4兆4,480億ウォン(2015年)。
- 利用方法は以下となる。
 - コンテンツプロバイダー(携帯電話決済加盟店)で消費者が購入商品を選択し、決済手段として携帯電話決済を選択。
 - 本人確認に必要な情報(携帯電話番号、住民登録番号)を入力して、コンテンツプロバイダーに送信。
 - コンテンツプロバイダーがPSPに利用者情報、決済金額を送信。
 - PSPは発行した認証番号と利用者情報、決済金額を携帯電話事業者に送信。
 - 携帯電話事業者が本人認証を行い、認証番号を消費者に送信。消費者が認証番号を入力することで携帯電話決済が完了する。
 - 決済金額は翌月の携帯電話料金に合算して請求される。



(出所) 携帯電話/ARS決済仲裁センター資料をもとに作成

3.1 韓国における類似サービス

■ 携帯電話決済サービスには、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」の適用がある。

登録義務

- 通信課金サービス提供者は登録が必要(第53条)。
 - 通信課金サービスは以下の業務。
 1. 他人が販売・提供する商品又はサービスの対価を、自身が提供する電気通信役務の料金と一緒に請求・徴収する業務
 2. 他人が販売・提供する商品又はサービスの対価が1.の業務を提供する者の電気通信役務の料金と一緒に請求・徴収される取引情報を電子的に送受信すること、またはその対価の精算を代行したり、媒介したりする業務
 - 携帯電話事業者(KT、LGU+、SKテレコム)、PSP(KGモビリアンス、ダナル)等が登録

同意取得、支払通知、 利用内訳確認手段、

- 通信課金サービスの提供、利用限度額の増額をする場合、あらかじめ利用者の同意を得ることが必要(法第58条、通信課金サービス運営に関する告示第14条)。ul> - サービス提供時には、「他人が販売・提供する商品またはサービスの対価を電気通信役務の料金と一緒に請求・徴収するという意味」と「利用限度額」を通知して同意を得る。
 - 利用限度額増額時には「従来の利用限度額と増額される利用限度額」と「利用限度額を減額できる旨と方法」を通知して同意を得る。
- 月額自動決済の提供時には、電子代金決済画面で利用者が、利用金額と月額自動決済にチェックするなど明示的な同意を得ることが必要(通信課金サービス運営に関する告示第18条)。
- 商品やサービスの販売及び提供の対価が発生したとき、対価を請求するときには「利用日時、取引相手の商号、連絡先」、「購入・利用金額と明細」、「異議申請方法と連絡先」を告知しなければならない(法第58条)
- 利用者が購入・利用履歴を確認できる方法を提供しなければならない。利用者が購入・利用履歴に関する書面(電子文書を含む)を要求する場合、要請を受けた日から2週間以内に提供(法第58条)。

被害救済

- 利用者は、通信課金サービスが自分の意思に反していたことを知ったときは、通信課金サービス提供者に訂正を要求でき(利用者の故意または重過失がある場合は除く)、通信課金サービス提供者は、利用者の訂正要求に理由がある場合、販売者の利用代金の支払いを留保し、その訂正要求を受けた日から2週間以内に処理結果を通知(法第58条)。
- 通信課金サービス提供者は、通信課金サービスの利用者の権益を保護するために、自律的な紛争の調整と解決などを実施する機関又は団体を設置・運営可能(法第59条)
 - 携帯電話/ARS決済紛争解決センターが設立されており、仲裁を申請できる。

3.1 韓国における類似サービス

■ 携帯電話決済サービスではスミッシング被害が発生。

スミッシングとは

- スミッシングとは、テキストメッセージ(SMS)とフィッシング(Phishing)の合成語。
 - 結婚式の招待状、宅配業者からの連絡、コロナ関連災害支援金等とするSMSが送信される。
 - 利用者がSMSに含まれるURLにアクセスすると、スマートフォンにマルウェアがインストールされたり、ID・パスワードが盗まれたりする。
 - その結果、携帯電話決済サービスの不正利用、マルウェアを通じて盗んだ金融情報等による預金の不正引出等の被害が生じている。

被害救済

- 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律により、自身の意思に反して携帯電話決済サービスが利用されていることを利用者が知ったときには、携帯電話決済サービス提供者に訂正を要求できる。
 - ただし、購入後の心変わりによる払戻要求や、スミッシングによる犯罪被害がない場合には救済されない。
- 訂正要求を受けると、PSPとコンテンツプロバイダーが協議し、スミッシングによる被害であることを確認。
- スミッシングによる被害が確認されたときには、コンテンツプロバイダーが携帯電話事業者に請求のキャンセルを通知。
- 利用者が代金を支払済みの場合にはコンテンツプロバイダーが返金する。支払前の場合には、携帯電話事業者が被害額を除いた請求書を再発行する。
 - ※ 韓国警察庁サイバー捜査局「電気通信、金融詐欺(スミッシング)被害救済手続」

3.2 米国における類似サービス

- 米国の携帯電話サービス(AT&T、Verizon、T-Mobile)ではキャリア決済(Carrier Billing)を利用できる。
- ゲームや音楽、アプリ等の支払いを携帯電話の利用料金とあわせて支払える。

【利用方法の例(Verizon※)】

- －支払方法としてキャリア決済を選択。
- －携帯電話番号、請求先郵便番号、電子メールアドレスを入力。
- －Webサイトから購入した場合、消費者の端末にテキストメッセージで一時的なパスワードが送信されることがある。
販売者のWebサイトで入力求められた場合には、受信した一時的なパスワードを入力。
- －販売者名と購入金額が記載された通知がテキストメッセージと電子メールで消費者に送信される。

※ <https://www.verizon.com/support/carrier-billing-faqs/>より作成

3.2 米国における類似サービス

- キャリア決済サービス等の請求書に関連する規制として1934年通信法、“Truth in Billing” Ruleがある。

1934年通信法

- 1934年通信法(Communications act of 1934)第201条(b)において、通信サービスに関連する全ての料金、慣行、分類及び規制は公正かつ合理的であるものでなければならず、不公正または不合理な料金、慣行、分類若しくは規制は違法であるとされている。

“Truth in Billing” Rule

- Federal Communications Commission(FCC:連邦通信委員会)が所管する連邦規則にTruth-in-Billing Requirementが定められている(47 CFR § 64.2401)。
消費者の電話料金に、消費者が承認していない、利用していない 又は、消費者が信じていたよりも高い料金を支払わせようとするCramming※対策としての規制である。

※Crammingとは、電話の請求書に消費者が承認していない第三者による請求を含ませる行為。

- 電話料金の請求書に関して、以下のような事項を要求している。
 - 請求書に含まれる各料金には、提供されるサービスの簡潔、明瞭、誤解を招かない、平易な言葉による説明をつけなければならない。
 - 料金に関連するサービス提供者の名称を明瞭かつ目立つ形で識別できるようにしなければならない。
 - 通信事業者以外の第三者からの料金を電話料金と請求するときには、通信事業者による料金とは分離して記載しなければならない。
 - 請求書に基本ローカル電話サービスの料金が含まれているときには、料金の不払が基本ローカル電話サービスの切断に繋がる料金と、そのような切断に繋がらない料金とを区別しなければならない。
 - 電話料金の請求書には加入者が問い合わせたり、異議を申し立てたりできる情報を明瞭、目立つ形で含まなければならない。
 - 通信事業者以外の第三者からの請求をブロックするためのオプションを提供する通信事業者は、このオプションを加入者に対してWebサイトまたは販売時に通知しなければならない。
 - 加入者によって承認されていない料金を電話請求書において請求したり、請求させたりしてはならない。

3.3 英国における類似サービス

- 英国の携帯電話サービス(EE、O2、Vodafone、Three)では、キャリア決済(Direct Carrier Billing、Charge to Bill等)を利用できる。
- デジタルコンテンツの購入や慈善団体への寄付等の支払いを携帯電話料金とあわせて支払うことができる。
- キャリア決済による料金は、請求書では「他の事業者によるサービス」等と表記される。
 - 請求書にキャリア決済で利用したサービス提供者の名称が記載されている場合もあるが、代わりに数字の番号等が記載されていることがある。
 - 携帯電話事業者では、これらの番号を入力することでサービス提供者の連絡先を調べることができる「Charge to Bill Service checker tool」を提供していることがある。英国でキャリア決済を規制するPhone-paid Service Authority(PSA)(後述)が提供する「Service Checker」を利用してサービス提供者を調べることもできる。

3.3 英国における類似サービス

- 決済サービス(payment service)を提供する事業者は、原則英国金融行為規制機構(Financial Conduct Authority: FCA)による認可が必要。ただし、一定要件を満たしたキャリア決済サービスは認可対象外となるが、FCAへの届出(notification)が必要。

EU 第2次決済サービス指令

- EUの第2次決済サービス指令(EU) 2015/2366(Revised Payment Services Directive: PSD2)では、指令から明示的に除外された者を除き、認可を受けた決済サービス事業者以外が決済サービスを提供することを禁止。
- ただし、加入者のための電気通信サービスに加えて、電気通信ネットワーク・サービス事業者が提供する以下の決済サービスはPSD2の適用対象外となる。
 - デジタルコンテンツ・音声ベースのサービスの購入、慈善活動の枠組み内での請求、又は、チケットの購入のための決済サービスであり、1回あたりの決済額が50ユーロ、月あたりの合計額が300ユーロを超えないもの。

英国内の状況

- 英国でPSD2を国内法化したPayment Services Regulations 2017により、以下のキャリア決済は認可対象外となる。
 - デジタルコンテンツ・音声ベースのサービスの購入、チケットの購入、英国又はその他の場所で公的機関によって慈善団体として登録または認識されている団体への寄付に関する決済サービスであり、1回あたりの決済額が40ポンド、月あたりの合計額が240ポンドを超えないもの。
- ただし、Payment Service Regulations 2017及びElectronic Money Regulations 2011に基づき、上記適用除外となるキャリア決済サービスを提供する事業者は、FCAへの届出が必要。
 - 届出には、サービスの概要、サービスが適用除外の要件に準拠していることを証明する年次の監査意見を含まなければならない。

3.3 英国における類似サービス

- 英国ではPhone-paid Service Authority (PSA)によるキャリア決済の規制が行われている。
 - PSAは、通信庁 (Office of Communications: OFCOM) から、キャリア決済を含むPremium Rate Service (PRS) の規制機関として任命。
 - PSAが策定したPRSに関する行動規範 (Code of Practice) は、OFCOMにより承認され、キャリア決済等を提供する事業者はこれを遵守しなければならない。
- 行動規範では、以下のようなことを求めている。
 - PRSの消費者は購入前に価格を含む、購入の意思決定に影響する情報を全て、明瞭に提供されなければならない。
 - PRSは誤認を招いたり、誤解を招く可能性が高いサービスであってはならない。
 - PRSを利用して販売するサービス提供者は消費者からの苦情を迅速、簡単、公正に解決し、迅速に救済が提供されるよう徹底する。
 - サブスクリプションサービスの場合には、請求の同意に関して二段階での同意が必要。
 - 最初にアカウントとパスワードの作成、又は、PINコードの入力、SMS認証等を利用した同意。
 - 次に、確認ボタン、又は、生体認証 (指紋認証、顔認証等) 等を利用した同意。
 - サブスクリプションサービスの二段階での同意を得た後に、確認メッセージを消費者に送信。
 - メッセージにはサービス名、サブスクリプションサービスである旨の確認、請求額・請求頻度、連絡先、サービス停止方法を記載。
- 行動規範に反する行為への対応
 - 行動規範に反する行為の多くはPSAからの問合せにより是正されている。深刻な違反では正式な調査、審判所 (Tribunal) による検討等を通じて、罰金や一定期間の営業停止等の罰則が課されることもある。

4. キャリア決済における消費者保護の取組

4.1 キャリア決済に関連する事業者の取組例

■ キャリア決済に関連する事業者の取組例(事業者やサービス内容等により異なる)

取組	取組概要
ガイドラインの策定	<ul style="list-style-type: none"> 取扱禁止商材、商品説明における関連法令(薬事法、景表法等)の遵守、広告での禁止行為(虚偽、誇大表示等)を定め、加盟店に遵守を求めている。
加盟店の審査	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店からキャリア決済の利用申込みを受けると審査を実施。取扱商材、特商法等の遵守状況等を確認。 加盟店が商材を変更する時には改めて申請をしてもらうとしている事業者もある。商材をモニタリングしている事業者もある。
消費者によるキャリア決済の利用停止や決済可能な上限金額を設定する機能の提供	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の選択によりキャリア決済が利用できないよう設定可能 消費者の選択により1ヶ月に利用可能な決済額の上限を、キャリア決済事業者が設定する上限金額の範囲内で設定可能
決済履歴の確認	<ul style="list-style-type: none"> キャリア決済を利用したときには、メッセージで決済内容を消費者に通知。 マイページで決済履歴を確認可能。決済履歴画面から取引相手の加盟店の電話番号やURL等の連絡先を確認できる事業者もある。
継続課金の退会方法の確認	<ul style="list-style-type: none"> 継続課金の場合、加盟店審査時に退会方法が消費者にわかりやすいものとなっているかを確認している事業者がある。 加盟店契約後、退会方法が変更されるなどしてわかりにくいものになっていることがわかった場合には改善を求める。改善されない場合には、加盟店契約を解約することもある。
2段階認証の導入	<ul style="list-style-type: none"> フィッシング対策等として2段階認証を導入。 消費者の設定により必ず2段階認証が行われるよう設定することができる。消費者による設定がなくともキャリア決済事業者がリスクが高いと考えた場合にも2段階認証を実施。
第三者による不正利用被害補償	<ul style="list-style-type: none"> パスワード等の情報が盗取又は詐取され、これらが第三者により不正利用されたとキャリア決済事業者が判断した場合、一定の手続きを行うことにより、不正利用によって生じた損害に相当する金額が一定の条件のもと補償される

(出所) 事業者へのインタビュー調査、事業者Webサイト公表資料等より作成

4.2 キャリア決済の利用に当たって消費者が注意すべき事項

■ 消費者が注意すべき事項の例

- 携帯電話会社等の名称でSMS・メールが届いても、これらに記載されたURLには安易にアクセスせず、ID・パスワード等を入力しない
- 偽のSMS・メールに誘導されてID・パスワード・暗証番号等を入力してしまったら、すぐにID・パスワード・暗証番号やキャリア決済の設定を変更、キャリア決済で利用された店舗や携帯電話事業者に連絡。
- 利用通知、履歴の確認
 - ✓ キャリア決済利用時に送信される利用通知を確認。利用履歴を確認し、請求内容等を定期的に確認。
- 利用限度額や2段階認証の設定、ID・パスワード等の管理
 - ✓ キャリア決済の限度額を必要最小限に設定する。利用をしない場合には、利用停止の設定をする。
 - ✓ ID・パスワード等を適切に管理し、2段階認証を利用するよう設定する。どのような場面でID・パスワード等の入力が必要となるか把握し、不自然なときには入力せず確認する。
- スマートフォンへのセキュリティ設定
 - ✓ 紛失時等に第三者から不正な操作がされないよう、暗証番号や指紋認証等による画面ロックを設定
- 端末の紛失・盗難時の対応方法・連絡先等の確認
 - ✓ 万一、端末を紛失した際には、携帯電話会社等が提供する端末の遠隔ロックサービスを利用
 - ※事前の申込みや設定が必要な場合があるため事前に確認しておく必要がある。
 - ✓ 携帯電話事業者にキャリア決済サービスの利用停止等を依頼
 - ※端末紛失時に行うべき対応について事前に確認しておく必要がある。

(出所) 有識者、事業者へのインタビュー調査、国民生活センター「携帯電話会社をかたる偽SMSにご注意！ーあなたのキャリア決済が狙われていますー」(2019年9月5日)から作成